

(1) 入札公告

公告第 89 号
平成29年7月11日

下記条件により制限付き一般競争入札を行うので、南魚沼市財務規則（平成19年南魚沼市規則第4号）第143条の規定により公告する。

南魚沼市長 林 茂男

記

1 委託番号	南消委第10号	
2 委託名	南魚沼市湯沢消防署訓練塔新築工事設計業務委託	
3 委託場所	南魚沼郡 湯沢町大字神立 地内	
4 委託期間	契約締結の日から 平成30年2月28日 まで	
5 予定価格	事後公表	
6 入札参加申請書	平成29年7月11日（火）午前9時から 平成29年7月14日（金）午後5時まで	
(1) 提出期間	電子入札	紙入札
(2) 添付書類	電子入札システムを用いて提出する。ただし、システム休止期間を除く。	入札参加申込書を作成し、南魚沼市役所 財政課契約検査班に提出する。
(3) 確認結果	各申請者に電子入札システムにより通知する。	不適格者のみに連絡する。
7 設計図書閲覧場所	電子入札	紙入札
	入札情報サービス	南魚沼市役所財政課で、平成29年7月14日（金）午後5時まで供覧および貸出する。
8 参加資格要件	<ul style="list-style-type: none">以下の要件をすべて満たす者。（ただし、市長が不適当と認めた者は除く）南魚沼市建設工事入札参加資格審査規程に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者で、建設コンサルタント等業務に登録がある者又は湯沢町建設工事入札参加資格審査規程に基づく入札参加資格者名簿（町内コンサル）に登録されている者。南魚沼市又は湯沢町管内に主たる営業所を有する者。建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3 第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録がある者。入札参加申込書の提出日から入札日までの期間に、南魚沼市、湯沢町および新潟県の指名停止を受けていない者。民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格を受けて入札参加資格者名簿に登録された者、および入札参加資格の再認定を受けた者を除く）	
9 質問および回答	質問事項を「質疑事項及び質疑回答書」に記載のうえ、平成29年7月14日（金）午後5時までに財政課契約検査班に提出（メール送信 keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp）する。	
(1) 質問方法	電子入札	紙入札

(2) 回答方法	平成29年7月18日(火)午後5時までに入札情報サービスに掲載する。	平成29年7月18日(火)午後5時までに財政課前廊下に回答内容を記載した書面を提示するとともに、質問者にメールで回答する。
10 入札受付期間	平成29年7月19日(水) 午前9時 から 平成29年7月20日(木) 午後5時まで	
	電子入札	紙入札
	電子入札システムを用いて提出する。ただし、システム休止期間を除く。	入札書および工事内訳書を封入し、財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可。
11 内訳書	必要 入札書の提出時に添付すること。提出の無い者の入札は無効とする。	
12 開札日時	平成29年7月21日(金) 午前9時 以降	
	電子入札利用で落札	紙入札利用で落札
	落札者にメールで落札者決定通知書が、送信される。	落札者に財政課より電話連絡する。
13 入札保証金	免除	
14 最低制限価格	予定価格の5/10(最低制限価格未満の入札者は、再入札できない)	
15 前金払部分払	<p>する。(ただし、請負金額500万円未満の場合はしない。)</p> <p>する。(ただし、請負金額500万円未満の場合はしない。また、前金払を受けた者は部分払を1回受けたものとみなす。)</p>	
16 無効入札	入札に参加する資格の無い者の行った入札、および入札に関する条件に違反した入札は無効とする。	
17 入札回数	<p>予定価格事前公表の場合：入札回数は1回</p> <p>予定価格事後公表の場合：入札回数は2回(入札1回、再入札1回)</p>	
	電子入札で再入札	紙入札で再入札
	再入札通知書がメール送信される。電子入札システムを用いて再入札書を提出する。	再入札の旨、財政課より電話連絡をする。提出期限までに封入した再入札書を財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可。
18 入札の中止	入札を中止または延期する場合は、入札参加業者に通知する。	
19 入札の辞退	入札参加申請書の提出後、入札を辞退する場合	
	電子入札	紙入札
	電子入札システムから入札辞退申請を行う。	辞退届を財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可。
20 その他留意事項	<p>(1) 入札契約に関するすべては、南魚沼市財務規則、同委託契約約款および市の指示による。</p> <p>(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>	